

－ 新型コロナウイルス感染症への対応として －

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施します

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施します。

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の概要

(1) 給付対象

- ① 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員分の令和3年度住民税が非課税である世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降において①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(2) 給付額

1世帯当たり一律10万円

(3) 想定対象世帯数

10,000世帯（内訳：①8,100世帯、②1,900世帯）

(4) 給付時期

2月以降順次

(5) 財源

国庫支出金 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金

※ 本事業に係る予算は、1月26日招集予定の臨時会に提案する予定です。

※ 先月27日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への追加配分額（378,876千円）が示されました。現在、2月定例会提案に向けて事業の検討・精査をしておりますが、急ぎ予算措置が必要と判断したものについては、臨時会に補正予算を提案する予定です。